

Member Circular 11/2016

海事労働条約に関する最新情報

こちらは、英文記事「[Update on the Maritime Labour Convention](#)」(2016年6月28日)の和訳です。

当クラブが2013年3月6日付および同年5月23日付で発行した、2006年海事労働条約(MLC)に関するサーキュラー(いずれも英文のみ)をご参照ください。¹

MLCは2013年8月20日に発効しました。2014年4月、国際労働機関(ILO)は、2009年にIMO/ILOの合同作業部会で合意された金銭的保証に関する原則を実施すべく、MLCにいくつかの改正案を加えることに同意しました。この改正案は、2017年1月18日に発効します。

同日以降、MLCの対象である船舶は、船員の置き去りが発生した際の送還費用および契約上最長4か月までの権利が認められている未払い賃金や給付金に対する保険または他の金銭的保証が手配されていることの裏付けとなる、保険者または他の金銭的保証の提供者が発行した証書を掲示することが求められます(改正後のMLC第2.5.2規則)。さらに、船員の負傷、後遺障害、死亡に伴って生じる契約上の損害賠償請求に対する責任についても証書が必要となります(改正後のMLC第A4.2基準)。

金銭的保証に関する持続可能な解決策を見いだす

これらの追加的な金銭的保証に関する要求事項を船主が遵守できるよう、現在、国際P&Iグループ(IG)加盟の全13クラブは、P&I保険約款に条項を追加する方法によってMLC下で必要となる証書を提供し、MLC対象事件が発生した場合に船員に直接補償することを提案しています。ただし、これらのMLCに関連して新たに生じた責任がIGの既存のプール保険の範囲外であることを前提として、メンバーに対する求償権は留保することとなります。

すべてのIGクラブは、メンバーの財政的な破綻の結果として船員が置き去りにされ、クラブが責任を負うことになった場合に備え、グループ再保険を手配することに同意しています。この再保険は現在手配中ですが、再保険会社との協議は順調に進んでいます。IGクラブでは、2017年1月にMLC改正案が実際に発効した時点で、必要な証書を船主が保持しており、かつ、IGクラブが推奨する方法により、船員と加盟各国の不安が確実に払拭されているよう、金銭的保証の手配に向けて引き続き取り組んで参ります。

IGクラブは、また、MLC条約批准済みの77か国がこの証書の問題について共通の方針を採択するよう、主要数カ国との対話を行っています。

最新情報を入手したら改めてお知らせいたします。

国際P&Iグループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

上記に関するご質問は、[Alice Amundsen](#)(Gard AS, Arendal)または[ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO(最高経営責任者)

¹ Member Circular 4/2013「[Entry into force of the Maritime Labour Convention, 2006](#)」およびMember Circular 5/2013「[Entry into force of the Maritime Labour Convention, 2006 \(MLC\)](#)」

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。